



	専務理事	管理部長	事業課長	
決				
裁				

沖労基発 0722 第 2 号
沖労雇均発 0722 第 2 号
令和 4 年 7 月 22 日

一般社団法人沖縄県労働基準協会
会長 古波津 昇 殿

沖縄労働局 労働基準部長

雇用環境・均等室長



トラック運転者の長時間労働改善特別相談センターの周知について（依頼）

平素より、労働行政へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業における長時間労働につきましては、これまでも改善に向けた取組みを行ってきたところでありますが、トラック運転者の長時間労働の背景には、荷主都合による荷待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者の努力のみでは改善することが困難な状況にあることから、運送事業者による労務管理改善だけでなく荷主との取引環境の改善も併せて行う必要があります。

また、自動車運転者の拘束時間の上限等を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について、過労死等の防止の観点から、現在見直しに向けた検討が進められており、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 36 条による時間外労働の上限規制（年 960 時間）とともに、令和 6 年 4 月から適用される予定であることから、トラック運転者の長時間労働改善のための取組を一層強力に推進する必要があります。

つきましては、厚生労働省では、「令和 4 年度自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業」として、令和 4 年 8 月 1 日から、別添リーフレットのとおりに、運送事業者や荷主に向けたトラック運転者の長時間労働改善のための相談センターを設置することといたしましたので、会員各社にご周知賜りますようお願いいたします。

広報誌、ホームページ等へのリーフレットの掲載に際しましては、沖縄労働局ホームページに電子データを掲載しておりますのでご活用ください。

掲載箇所：沖縄労働局ホームページホーム画面下部「新着情報一覧」
(https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/newpage_220722.html)

（担当）労働基準部監督課

トラック運送
事業者の
みなさまへ



発着荷主の
みなさまへ

トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るためのご相談を無料でお受けします。

ドライバーの時間外
労働の上限規制、
何から手を付けたら
いいの？

ドライバーの
運転時間に
限度があったの？

荷主の立場で
できる改善は？



こんな困りごとなど、
ご相談ください！

荷待ち時間の削減を、
どう進めればいいのか？

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

ご相談は専用 Web サイトの問合せフォームかフリーダイヤルから
ご利用時間：9：00～17：00、休日：土日祝、12/29～1/3

東日本 0120-763-420・西日本 0120-625-109



相談
無料